

児童虐待防止体制の充実に関する提言

近畿ブロック知事会

令和7年8月

児童虐待防止体制の充実に関する提言

児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、虐待による死亡事案も近畿のみならず全国各地で毎年発生している。

子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき課題である。

これまでも児童虐待防止対策の強化等のために児童福祉法が改正されているところであり、平成 16 年の改正ではこども家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化された。

また、平成 28 年の改正では、市町村は基礎的な地方公共団体としてこどもの福祉に関する支援等を行うこと、並びに要対協調整担当者の配置及び研修受講が義務化された。

併せて、児童相談所においても児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザーの研修受講が義務化された。

しかし、増加の一途をたどる児童虐待に対応していくためには、児童相談所だけでなく、市町村こども家庭センターの体制強化や専門性の向上を図ることが必要であることから、国の責任において以下の措置を講じられるよう提言する。

1. 市町村こども家庭センターの体制強化

- ・市町村こども家庭センターの職員配置は交付税に算定されているが、ガイドラインによる規定にとどまっていることから、児童相談所と同様に専門職の配置基準の法定化を行うとともに、人材の確保、育成及び定着等に係る十分な財源措置等の支援を行うこと。
- ・市町村こども家庭センターの相談員等に対する研修受講の義務化業務量に見合った職員配置、専門職の常勤職員の確保のため、市町村相談員とスーパーバイザーの配置基準の法定化を行うこと。

2. 要保護児童対策地域協議会の市町村調整担当部門における運営の強化

- ・要対協の運営の形骸化防止のため、実務者会議の実効性確保のための具体的な運営方法の指針、個別ケース検討会議の開催基準の明示等の技術的支援を早期に行い、周知すること。

令和 7 年 8 月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正 純